

# 食品提供先団体について

## 1. 食品分配の考え方

フードバンクかながわは、団体・企業や個人から「さまざまな理由で販売できなくなった食品」「家庭で眠っている食品」などをご寄贈いただき、「食の支援を必要としている人」を支援し、以下の条件を満たす行政機関・社会福祉協議会・非営利団体等に無償で提供いたします。

取り扱う食品の量と種類には限度があります。皆さまからの希望量がフードバンク倉庫の在庫を上回る場合は「生活困窮者を支援している団体」を優先させていただきますのでご理解ください。

なお、フードバンクかながわは中間支援団体のため、直接個人への提供はしておりません。

## 2. フードバンクかながわを利用するための団体要件

- 1) 食の支援を必要としている方を支える行政機関または非営利団体であり、少なくとも月1回以上、支援活動等を実施していること。
- 2) 法人格の有無は問いませんが、組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があり、会計報告等を公開できること。
- 3) 非営利活動であることと併せ、収益事業でないこと。提供する食品を受取団体・施設等の収益事業に使用される場合は、フードバンクかながわを利用できません。
- 4) 当法人の倉庫、または指定する中継拠点（食品等受取場所）までの受取・運搬体制がある、または、宅配便等の送料負担（着払い）が可能な団体で、かつ提供食品を安全に保管する場所があること。
- 5) 冷凍食品の提供を希望する団体は、冷凍ストッカー等－18℃以下を確保できる冷凍設備を有していること。
- 6) 「合意書」締結後、別紙の「利用団体登録申請書」を送付いただき、事前確認の上で食品分配を開始します。
- 7) 別紙の「利用報告書」を定期的に提出できること（年4回。個人情報記載の必要はありません）。
- 8) 地域フードバンク等で個人のほか団体等へも支援している場合は、在庫・入出庫管理ができ、記録していること。
- 9) 原則として、直接個人には分配しません。

## 3. 子ども食堂・地域食堂等の要件

子ども食堂等、調理した食品を提供する団体等については、上記2の団体要件に加え、以下の要件を満たす団体に限り、食品を提供します。

- 1) フードバンクより提供する食品を安全に保管できる場所があり、管理担当者を決めていること
- 2) 衛生管理上、必要な調理設備が整っている食事提供場所（活動実施場所）があり、衛生管理担当者を決めていること。
- 3) 3名以上のメンバーが活動していること。
- 4) 万一食品事故等が発生した場合に、利用者等に連絡する方法があること。
- 5) 利用者のうち子どもは100 円以下、高齢者・障がい者などは300円以下の利用料で運営していること。